
資料1 特定動物に関する基準等（骨子案）

1 案の検討に当たっての基本的考え方

（1）対象種

全国一律規制の導入等の状況の変化に伴い必要となる点検・整理を行う。

（2）規制に当たっての主な観点

逸走等による危害の発生防止という当該規制の趣旨を踏まえ、特定動物の性質及び飼養目的に応じて、飼養施設からの逸走等の防止が適切に図られるようにする。

（3）規制の水準

特定外来生物に係る規制（外来生物法）とのバランス、特定動物の飼養に起因する事故の発生状況等を踏まえた適切な水準とする。

2 案の主なポイント

（1）指定種

最新の生物学的知見を踏まえ、科名等に係る変更の必要性を検討する。
昨今の飼養実態の変化や危険防止の観点から指定された特定外来生物の飼養実態等を踏まえて、必要があると認められるものを、特定動物として追加する。
条例により規制されている種等をもとに、危害が生じるおそれが既に指定された特定動物と同等以上であり、かつ、飼養実態又は飼養可能性があると認められるものを、特定動物として追加する。

（2）許可の適用除外規定

主として、次の事項を規定する。

- ・自治体の職員等による職務としての飼養又は保管
- ・獣医師による診療のための飼養又は保管
- ・非常災害時における応急措置に伴う飼養又は保管
- ・規制目的を達成することが可能と認められる他法令の許認可手続きを受けた飼養又は保管

(3) 許可及び取扱基準

主として、次の事項を規定する。

(飼養施設関係)

- ・ 逸走を防止できる構造等
- ・ 飼養者以外の者が容易に触れるおそれがない構造等
- ・ 定期的な保守点検

(動物の管理関係)

- ・ 飼養施設の外での飼養等の原則禁止
(都道府県等を超えた輸送等の際には、事前に通知)
- ・ マイクロチップ等による識別措置

(4) 識別措置

許可に係る取扱基準において、マイクロチップを基本とした識別措置を義務付ける。なお、特定動物の性質及び飼養目的に応じて、マイクロチップ以外の識別手段も許容する。

3 案の骨子

(1) 指定種 (案)

別添 1 のとおり

(2) 許可の適用除外規定 (骨子案)

別添 2 のとおり

(3) 許可及び取扱基準 (骨子案)

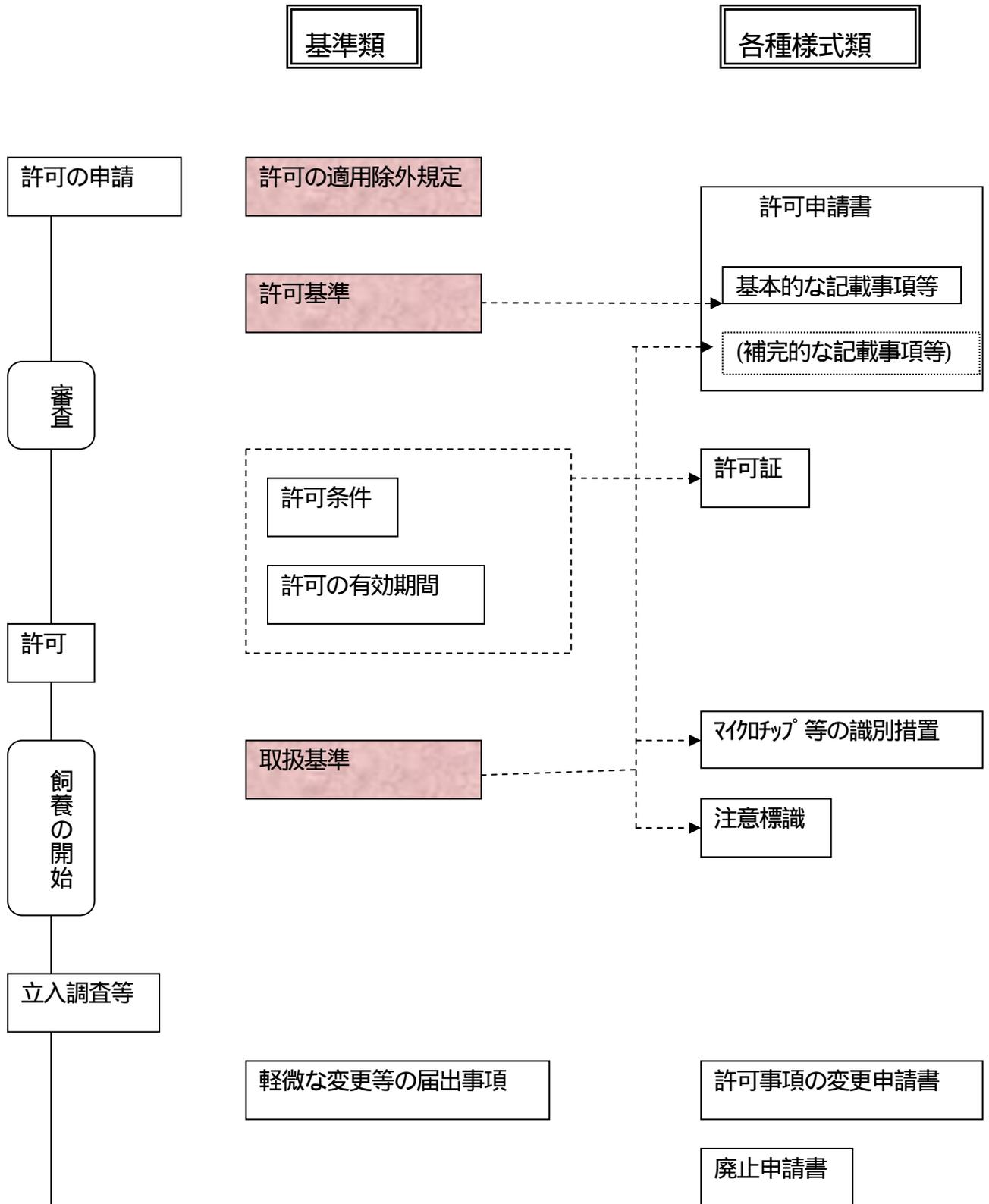
別添 3 のとおり

(4) 識別措置 (骨子案)

別添 3 のとおり

参考 特定動物の飼養等許可に係る基準等の体系

注：■ は諮問事項



別添1 指定種(案)

現行		追加指定種		条例による現行規制種 (政令指定種に追加)
科名	種名	科名	種名	
1 哺乳綱				
(1) 霊長目				
おまきざる科	ホエザル属全種 クモザル属全種 ウーリークモザル属全種 ウーリーモンキー属全種			おまきざる属シロガオオマキザル、フサオマキザル、ノドシロオマキザル(埼玉県) おまきざる科全種(愛知県、広島県、名古屋市、豊橋市、岡崎市)
おながざる科	マカク属全種 マンガベイ属全種 ヒビ属全種 マンドリル属全種 ゲラダヒ属全種 オナガザル属全種 パタスモンキー属全種 コロプス属全種 プロコロプス属全種 ドックモンキー属全種 コバナテングザル属全種 テングザル属全種 リーフモンキー属全種			
てながざる科	てながざる科全種			おながざる科全種(愛知県、和歌山県、広島県、高知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市)
ひと科	オランウータン属全種 チンパンジー属全種 ゴリラ属全種			
(2) 食肉目				
いぬ科	イヌ属のうちヨコスジジャッカル、キンイロジャッカル、コヨーテ、タイリクオオカミ、セグロジャッカル、アメリカオオカミ及びアピシニアジャッカル タテガミオオカミ属全種 ドール属全種 リカオン属全種			ディンゴ(東京都、高知県) いぬ科全種(イエイス、タヌキ、キツネ(ホンドギツネ)を除く)(愛知県、広島県、名古屋市、豊橋市、岡崎市)
くま科	くま科全種			
ハイエナ科	ハイエナ科全種			イヌ属全種(イエイスを除く)(和歌山県、山口県)
ねこ科	ネコ属のうちアフリカゴールデンキャット、カラカル、ジャングルキャット、ピューマ、オセロット、サーバル及びアジアゴールデンキャット、オオヤマネコ属全種 ヒョウ属全種 ウンビョウ属全種 チーター属全種	ネコ属のうちスナドリネコ及びジャガランダを追加		
(3) 長鼻目				
ぞう科	ぞう科全種			スナドリネコ(埼玉、東京、滋賀、兵庫、和歌山、山口) ベンガルヤマネコ(東京、滋賀、兵庫、和歌山、山口) ジャガランダ(東京、滋賀、兵庫、和歌山、山口) マーブルキャット(東京、滋賀) マヌルネコ、マーゲイ(東京、山口) ボルネオヤマネコ、ハンバスマネコ、コードコド、アンデスマネコ(東京) イリオモテヤマネコ(山口) ネコ科(イエネコを除く)(愛知県、広島県、名古屋市、豊橋市、岡崎市)
さい科	さい科全種			
(4) 奇蹄目				
かい科	かい科全種			ジャコウネコ科(愛知県、広島県、山口、名古屋、豊橋市、岡崎市) アフリカジャコウネコ(兵庫) マングース科(愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市)
きりん科	きりん科全種			
うし科	アフリカスイギュウ属全種 バイソン属全種			
2 鳥綱				
(1) だちょう目				
ひくいどり科	ひくいどり科全種			
(2) たか目				
コンドル科	カリフォルニアコンドル コンドル トキイロコンドル			
たか科	オジロウシ ハクトウウシ オオウシ ヒゲウシ コシジロハゲウシ マダラハゲウシ クロハゲウシ ミミヒダハゲウシ ヒメオウギウシ オウギウシ パプアウギウシ フィリピンウシ イヌウシ オナガイヌウシ コシジロイヌウシ カムリクマタカ ゴマバラウシ			
3 爬虫綱				
(1) かめ目				
かみつきがめ科	かみつきがめ科全種			
(2) とかげ目				
どくとかげ科	どくとかげ科全種			
おおとかげ科	ハナブトオオトカゲ コモドオオトカゲ			おおとかげ科全種(愛知県、兵庫、和歌山、広島、名古屋、豊橋市、岡崎市)
ボア科	ボアコンストリクター アナコンダ アメジストニシキヘビ インドニシキヘビ アミメニシキヘビ アフリカニシキヘビ			
なみへび科	ブームスラング属全種 アフリカツルヘビ属全種 ヤマカガシ属全種 タチメニス属全種			政令種以外のなみへび科の有毒ヘビ(東京都)
コブラ科	コブラ科全種			
くさりへび科	くさりへび科全種			モールバイパー科全種(東京都)
(3) わに目				
アリゲーター科	アリゲーター科全種			
クロコダイル科	クロコダイル科全種			
ガビアル科	ガビアル科全種			
4 くも綱(追加)				
(1) さそり目				
きよくとうさそり科	きよくとうさそり科全種			
(2) くも目				
じょうごぐも科	アトラクス属全種、ハドロニユケ属全種			
いとぐも科	ロクソスケレス・ガウコ、ロクソスケレス・ラエタ、ロクソスケレス・レクルサ			
ひめぐも科	ラトロデクトゥス・クオメトリクス(シユウサンホシコケグモ)、ラトロデクトゥス・ハセリイ(セアカコケグモ)、ラトロデクトゥス・マクタン(クロコケグモ)、ラトロデクトゥス・トレデキムグタトゥス(ハイロコケグモ)			

別添 2 許可の適用除外規定（骨子案）

次の各号に掲げる場合を飼養又は保管の許可の主な適用除外事項とする。

- ・ 非常災害に対する必要な応急措置として飼養又は保管する場合
- ・ 警察の責務として飼養又は保管する場合
- ・ 国又は地方公共団体の職員が種の保存法に基づく業務に伴って飼養又は保管する場合
- ・ 国又は地方公共団体の職員が鳥獣保護法に基づく業務に伴って飼養又は保管する場合
- ・ 国の職員が特定外来生物法に基づく業務に伴って飼養又は保管する場合
- ・ 地方公共団体の職員が動物愛護管理法に基づく業務に伴って飼養又は保管する場合
- ・ 家畜防疫官が動物検疫所の業務に伴って飼養又は保管する場合
- ・ 税関職員がその業務に伴って飼養又は保管する場合
- ・ 獣医師が診療のために飼養又は保管する場合
- ・ 特定外来生物法に基づく飼養等の許可を受けた場合（管轄の都道府県知事にその旨を通知したものに限る。）
- ・ 改正前の動物愛護管理法の規定に基づく条例により特定動物の飼養届出をしている場合（施行日から1年間に限る。）
- ・ 飼養又は保管をする期間が3日を超えない場合（管轄の都道府県知事にその旨を通知したものに限る。）

別添 3 許可及び取扱基準並びに個体識別措置（骨子案）

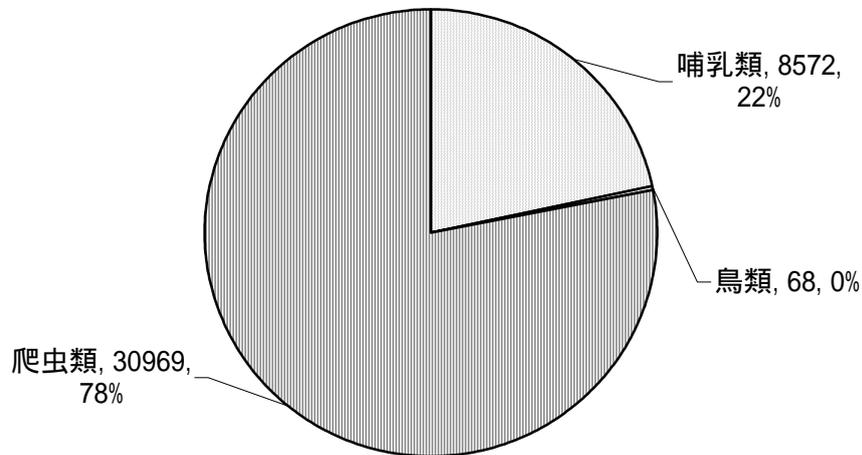
	許可基準	取扱基準
飼養施設の構造及び規模	<p>通則</p> <p>逸走を防止できる構造及び強度であること</p> <p>取扱者以外の者が容易に特定動物に触れるおそれがない構造及び規模であること</p> <p>細目</p> <p>次に掲げる種類の飼養施設において飼養保管すること</p> <p>ほ乳網</p> <p>おり型施設等、擁壁式施設等、移動用施設</p> <p>鳥網</p> <p>おり型施設等、擁壁式施設等（ダチヨウ目）、移動用施設</p> <p>爬虫網</p> <p>おり型施設等、擁壁式施設等、移動用施設、水槽型施設等</p> <p>くも網</p> <p>移動用施設、水槽型施設等</p> <p>用語の定義</p> <p>おり型施設等：哺乳、鳥、爬</p> <p>土地等へ固定されていること（室内に常置する場合を除く）</p> <p>堅牢な構造（特定動物の体力・習性、外部からの衝撃）であること</p> <p>特定動物が通り抜けられない格子・金網の目の大きさであること</p> <p>出入り口の戸は二重以上であること</p> <p>戸に施錠設備が設けられていること</p> <p>給排水設備に逸走防止措置が講じられていること</p> <p>申請者が施設の維持管理の権原を有していること</p> <p>擁壁式施設等：哺乳、鳥（ダチヨウ目）、爬</p> <p>堅牢な構造（特定動物の体力・習性、外部からの衝撃）であること</p> <p>（擁壁・空堀式）壁面が平滑で十分な高さを有すること</p> <p>（柵式）返し、電気柵等の設備を有し、十分な高さを有すること</p> <p>（柵式）特定動物が通り抜けられ</p>	

	<p>ない格子の間隔の大きさであること (電気柵を設ける場合)発電機等が備えられていること (擁壁・空堀・柵式)逸走を容易にする樹木等がないこと 出入り口の戸は二重以上であること 戸に施錠設備が設けられていること 給排水設備に逸走防止措置が講じられていること 申請者が施設の維持管理の権原を有していること</p> <p>移動用施設：哺乳、鳥、爬、くも 堅牢な構造(特定動物の体力・習性、外部からの衝撃)であること 開口部がふた、戸等で常時閉じられること 開口部に施錠設備が施されていること (空気孔・給排水設備を設ける場合)逸走できない孔の大きさであること 二次囲いに収納して運搬可能であること</p> <p>水槽型施設等：爬、くも 土地等へ固定されていること(室内に常置する場合を除く) 堅牢な構造(特定動物の体力・習性、外部からの衝撃)であること 開口部はふた、戸等で常時閉じられること 開口部に施錠設備が施されていること (空気孔・給排水設備を設ける場合)逸走できない孔の大きさであること 申請者が施設の維持管理の権原を有していること</p>	
飼養施設の管理の方法		<p>保守点検を定期的に行うこと</p> <p>申請書に記載したとおりの方法で点検を行うこと</p>
動物の飼養の方法	飼養の方法が不相当と認められないこと	<p>飼養状況確認を定期的に行うこと</p> <p>申請書に記載したとおりの方法で、次の事項を行うこと 飼養保管が困難になった場合の対処 運搬の際の逸出防止</p> <p>特定飼養施設外で飼養又は保管をしない</p>

		<p>いこと (一時的に特定飼養施設の外で飼養又は保管することとなる場合を除く)</p> <p>第三者の接触防止措置を講ずるとともに接触等の禁止の告知を掲出すること</p> <p>次の識別措置を講じ、飼養又は保管開始後30日以内に(譲渡し又は引渡しをする場合はそのときまで)都道府県知事等に届け出ること</p> <p>哺乳綱</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則としてマイクロチップ(以下、MC) ・適用除外(MC措置済、幼齢・老齢・疾病等、研究用、その他) <p>鳥綱</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則としてマイクロチップ/脚環 ・適用除外(MC措置済、幼齢・老齢・疾病等、研究用、その他) <p>爬虫綱</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則としてマイクロチップ ・適用除外(MC措置済、幼齢・老齢・疾病等、研究用、食用、その他) <p>くも綱</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設への標識掲出 <p>飼養保管数が増減した場合は期限内に届け出ること(飼養上限数以内に限る)且台帳記録で構わないこととする学術研究、生業の維持等の場合を除く)</p> <p>飼養保管に支障が生じる場合は繁殖制限措置を講じること</p>
--	--	--

参考資料

1 特定動物の飼養許可数



出典：環境省資料（平成16年3月現在）

2 指定種

(1) 追加指定候補種の害性及び飼養実態

動物種		害性				飼養実態 (可能性を含む)	備考
		A	B	C	D		
哺乳綱 食肉目 ねこ科 ねこ属	ジャガランディ (ヤガランディ)	1	4	4	4	2頭以上(今後とも輸入される可能性を否定できない状況)	昨今、従前考えられていたよりも、大型になるとの見解が定着
	スナドリネコ	1	4	4	4	2頭以上(今後とも輸入される可能性を否定できない状況)	昨今、従前考えられていたよりも、大型になるとの見解が定着
くも綱 さそり目	きょくとうさそり科 全種	5	5	1	2	2件以上	昨今、無いと思われていた飼養実態のあることが判明
くも綱 くも目	じょうごぐも科 アトラクス属・ハドロニユケ属全種	5	5	1	2	4件以上	昨今、無いと思われていた飼養実態のあることが判明
	いとぐも科 ロクソケレス・ガウコ、 ロクソケレス・ラエタ、 ロクソケレス・レクルサ						
	ひめぐも科 ジュウサンホシゴケグモ、 セアカゴケグモ、ク ロゴケグモ、ハイイロゴケグモ						

注：害性の判断要件

A 毒性

B 爪牙等による殺傷力

C 物理的な圧力

D 攻撃性向

法第16条に基づく政令で指定する動物（危険な動物）について

A 毒性

1	人に対する毒素なし
2	局所の疼痛又は発赤等一時的な症状を呈する毒素を有する
3	ショック症状、発熱、心気亢進、アレルギー等の全身症状を呈する毒素を有する
4	2で示した全身症状が回復した後にも内臓障害、機能障害等の後遺障害を残す毒素を有する
5	致死性の毒素を有する

B 爪牙等による殺傷性（毒性を有するものは毒素による殺傷性を考慮）

1	傷害の危険性なし
2	軽傷を負う可能性がある
3	
4	重傷（30日以上に加療を要する）を負う可能性がある
5	死亡する可能性がある

C 動物の持つ運動能力や物理的な圧力（抵抗の困難性）

1	運動能力が低く物理的圧力が小
2	運動能力が低く物理的圧力が中、運動能力が並で物理的圧力が小
3	運動能力が高く物理的圧力は小、運動能力は低く物理的圧力は大
4	運動能力は並で物理的圧力が中、運動能力が高く物理的圧力が中
5	運動性及び物理的圧力が大、運動能力が中で物理的圧力が大

D 攻撃性

1	攻撃性は全くない
2	威嚇又は接触しようとした場合に攻撃してくる
3	人から動物が目視できる至近距離に接近した場合に攻撃してくる ⇒ 人が危険から未然に逃避することが容易
4	ある程度（人間から動物が目視できない）の距離に人が接近した場合に攻撃を仕掛けてくる ⇒ 人が危険から未然に逃避することが困難
5	狩猟本能などにより積極的に人を攻撃してくる

(2) 主な追加指定候補種の概要

ジャガランディ (ヤガランデ) *Herailurus yaguarondi*

<大きさ>

体長 (頭胴長): 55-77cm、尾長: 37-61cm、体重: 7-9kg

<特徴>

- ・丸く小さい耳のついた頭、細長い身体に短い足が特徴。
- ・被毛は黒、灰、赤褐色の3系統。目から口にかけて1本の黒い縞が走る以外縞や斑紋はない。
- ・昼も夜も活動する。主に鳥、うさぎ、げっ歯類、カエル、魚等を捕食。
- ・地上、樹上とも素早く移動する。

<分布>

- ・北アメリカ南部、中央アメリカ、南アメリカに分布。

スナドリネコ *Prionailurs viverrina*

<大きさ>

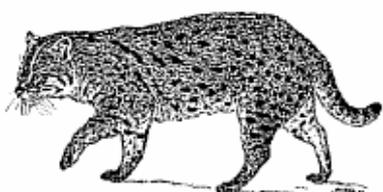
体長 (頭胴長): 65-76cm、尾長: 24-31cm、体重: 11-14kg

<特徴>

- ・イエネコより大型で短足。
- ・胴には前方から後方にかけて暗褐色の細長い斑点がある。
- ・前足の指のあいだは発達したみずかき状の膜がある。
- ・魚、カニ、げっ歯類、昆虫などを捕食。

<分布>

- ・スリランカ、インド、ミャンマー、タイ、インドシナ半島、スマトラ、ジャワに分布
- ・アフリカ、中米、アジアなどに広く分布する。



スナドリネコ



ジャガランディ

キョクトウサソリ科 Buthidae

<特徴>

- ・尾端に毒針があり、アルファ - サソリ毒、ティティウストキシン等のサソリ毒を有しており、刺傷により人体・生命に影響する程の猛毒を有する種も多い。
- ・メキシコ、北アフリカなどで、サソリ刺傷での死亡者が多い。
- ・キョクトウサソリ科の Androctonus 属ほか 9 属には、人体への強い影響がある毒を有するサソリが含まれている。

<分布>

- ・アフリカ、中米、アジアなどに広く分布する。



写真はキョクトウサソリ科の一種

セアカゴケグモ

<特徴>

- ・成熟した雌の体長は、約 0.7 ~ 1cm。
全体が黒色で、腹部の背面に目立った赤色の縦条あり。
- ・ゴケグモ属の最も簡単な形態的な区別点は、腹部腹面の斑紋が赤色ないし薄色の四角形 ~ 砂時計形 ~ 双三角形であることと、糸器の間突起が大きいこと。
- ・雄の体長は約 4 ~ 5mm で、腹部背面は灰白色で中央に縁取りのある白い斑紋があり、その両側に黒紋が 2 列に並ぶ。成熟した雄は腹部が細く、頭部の触肢が丸く膨らんでいて区別できる。
- ・卵嚢は直径約 1 ~ 1.5cm で乳白色。
- ・毒を有するのは雌のみであり、雄は無害。
- ・日当たりが良く、地面のある広い場所であれば、コンクリート建造物や器物のあらゆる窪みや穴、裏側、隙間、管渠、アングル部分に営巣が可能。

<原産>

- ・オーストラリア



(3) 特定外来生物の指定(第一次)

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)第2条第1項に基づき、下記37種類の外来生物を特定外来生物として指定する政令を4月22日に閣議決定。(平成17年4月27日政令公布、6月1日施行)

分類群	種名	種類数
哺乳類	フクロギツネ、 <u>タイワンザル</u> 、 <u>カニクイザル</u> 、 <u>アカゲザル</u> 、ヌートリア、クリハラリス、トウブハイイロリス、カニクイアライグマ、アライグマ、ジャワマンゲース、キョン	11種
鳥類	ガビチョウ、カオグロガビチョウ、カオジロガビチョウ、ソウシチョウ	4種
爬虫類	<u>カミツキガメ</u> 、グリーンアノール、ブラウンアノール、ミナミオオガシラ、 <u>タイワンスジオ</u> 、 <u>タイワンハブ</u>	6種
両生類	オオヒキガエル	1種
魚類	チャンネルキャットフィッシュ、ブルーギル、コクチバス、オオクチバス	4種
無脊椎動物	キョクトウサソリ科全種、ジョウゴグモ科のうち2属全種、イトグモ科のうち3種、ヒメグモ科のうち4種(セアカゴケグモ、ハイイロゴケグモ、ジュウサンボシゴケグモ、クロゴケグモ)	1科、4属 (5種類)
昆虫類	アルゼンチンアリ、アカカミアリ、ヒアリ	3種
植物	ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサ、ミズヒマワリ	3種
	合計	1科4属 32種 (37種類)

下線を引いた種は、動物愛護管理法施行令(政令)により、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として指定されている種

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(抜粋)

第1条 この法律は、特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬、輸入その他の取扱いを規制するとともに、国等による特定外来生物の防除等の措置を講ずることにより、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、もって生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的とする。

(4) 特定動物選定の考え方

(平成12年9月13日 総理府動物保護審議会人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある動物選定専門委員会報告より抜粋)

1. 選定に当たっての主な考え方

飼育下からの逸走等により周辺の人への危害が及ぶ事故等が起こるおそれの強さから判断。

おそれの強さの判断については、飼養を制限する必要がある重大な事故につながるおそれを勘案する。また、専ら動物が種として持つ特性や能力によって判断。

以下の動物種は選定の対象からあらかじめ除外。

- ・ 通常人の飼養対象となるとは考えられないもの 例：スズメバチ
- ・ 水の中でしか生息できないもの 例：サメ等
- ・ イヌ、イエネコその他家畜動物（広義の家畜種）

2. 判断事項と選定基準

選定に当たっての人の生命、身体等への害を加えるおそれを判断するための動物種の特定や能力に係る事項

- A 毒性（動物の持つ毒素による危険性）
- B 爪牙等による殺傷力
- C 物理的な圧力（重さと運動能力による抵抗排除力）
- D 攻撃性向

Aの毒性 : その動物が有する人に対する毒性（咬まれる等による毒性）が、致死の可能性等重大な事故につながるおそれのあるものを選定。

B、C及びD : この3項目は総合的に判断することが必要。過去からの飼養経験や事故例など人との関わりにおける動物の特性も勘案し、重大な事故につながるおそれのあるものを選定。

なお、具体的な動物の選定は、特性や能力の共通性に着目して行うこととし、外国産で詳細の不明な種が多く、種の分類上問題があるものは属の全種、科の全種などで選定

2 許可及び取扱基準

(1) 特定動物による人身事故の発生状況(昭和54年～平成15年度)

動物種		S54-S58	S59-S63	H1-H5	H6-H10	H11-H15	合計
哺乳綱	クロクモザル			1			1
	ニホンザル	20	4	5	1	9	39
	タイワンザル	2	4				6
	カニクイザル	25	11	1			37
	ブタオザル		3	1			4
	モナモンキー					1	1
	アカゲザル	2					2
	テナガザル	1		1			2
	オランウータン		1				1
	チンパンジー	1	1	2		2	6
	オオカミ					1	1
	ヒグマ	1	1			1	3
	ツキノワグマ	4	6	2	3		15
	シマハイエナ	1					1
	ライオン	2			1	1	4
	トラ		3	2	2	2	9
	ベンガルトラ	1	1				2
	ジャガー				1		1
	ゾウ		2				2
は虫綱	アメリカドクトカゲ				1		1
	タイコブラ			2			2
	マムシ			3			3
	ハブ			1			1
	ガラガラヘビ			2			2

(2) 識別措置

動物種別の識別手段（特定外来生物法）

種類	主な識別手段	備考（その他の識別手段）	
哺乳綱	原則としてマイクロチップ（ISO規格）	許可の際現に飼養又は保管している個体に埋め込まれている場合	ISO規格に適合しないマイクロチップ
		幼齢な個体、老齢、疾病等の個体の場合	標識の掲出状況を撮影した写真
		譲受け又は引受けの際、当該個体に既に埋め込まれている場合	ISO規格に適合しないマイクロチップ
		教授等研究者が自己の研究の用に供する場合	研究者が埋め込んだマイクロチップ（ISO規格準拠）
		当面、マイクロチップを埋込みできない事由があると都道府県知事が認める場合	標識の掲出状況を撮影した写真
鳥綱	原則としてマイクロチップ（ISO規格）又は脚輪	許可の際現に飼養又は保管している個体に埋め込まれている場合	ISO規格に適合しないマイクロチップ
		幼齢な個体、老齢、疾病等の個体の場合	標識の掲出状況を撮影した写真
		譲受け又は引受けの際、当該個体に既に埋め込まれている場合	ISO規格に適合しないマイクロチップ
		教授等研究者が自己の研究の用に供する場合	研究者が埋め込んだマイクロチップ（ISO規格準拠）
		当面、マイクロチップを埋込みできない事由があると都道府県知事が認める場合	標識の掲出状況を撮影した写真
爬虫綱	原則としてマイクロチップ（ISO規格）	許可の際現に飼養又は保管している個体に埋め込まれている場合	ISO規格に適合しないマイクロチップ
		小型の個体、老齢、疾病等の個体の場合	標識の掲出状況を撮影した写真
		教授等研究者が自己の研究の用に供する場合	研究者が埋め込んだマイクロチップ（ISO規格準拠）
		当面、マイクロチップを埋込みできない事由があると都道府県知事が認める場合	標識の掲出状況を撮影した写真
		専ら食用等マイクロチップ埋込みにより飼養の目的を達することに問題が生じると都道府県知事が認める場合	標識の掲出状況を撮影した写真
くも綱	標識の掲出状況を撮影した写真	-	-

参考 特定動物の基準等の策定等について（前回資料の抜粋）

1 概要

動物の危険性には地域差がないものであるが、現行制度は、必要に応じた条例規制であり、また、各自治体における特定動物の危害等防止対策には相違があったこと等から、特定動物による危害等防止の徹底を図るため、特定動物の飼養又は保管に当たっては、都道府県又は政令市の長の許可を必要とする全国一律の規制が改正法に盛り込まれたところ。また、その許可に当たっては、責任の所在等を明らかにするために、併せて個体識別措置が義務付けられたところ。

策定又は改定が必要となる事項

指定種（政令）

「人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物」として政令で定めるところとされている、その飼養又は保管に当たって許可が必要とされる特定動物の種の点検等（改正法第26条第1項）。

許可基準（省令等）

許可のための基準となる、特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法に関する基準の策定（改正法第27条第1項、第31条）。

識別措置（省令等）

特定動物についてその許可を受けていることを明らかにする方法として、識別手段の種類に関する基準の策定（改正法第31条）。

許可の適用除外規定（省令）

緊急避難行為としての保護収容を行う場合など、特定動物の飼養又は保管の許可を受けることを要しない場合の規定（改正法第26条第1項ただし書き）。なお、獣医療法に基づく診療施設において獣医師が診療のために特定動物を飼養又は保管する場合については、法律に基づき、既に許可の適用が除外されているところ。

改正法参照条文（抜粋）

（特定動物の飼養又は保管の許可）

第二十六条 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物（以下「特定動物」という。）の飼養又は保管を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設（以下この節において「特定飼養施設」という。）の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいう。）において獣医師が診療のために特定動物を飼養又は保管する場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

(許可の基準)

第二十七条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その申請に係る前条第二項第五号及び第六号に掲げる事項が、特定動物の性質に応じて環境省令で定める特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法に関する基準に適合するものであること。

(以下、略)

(飼養又は保管の方法)

第三十一条 特定動物飼養者は、その許可に係る飼養又は保管をするには、当該特定動物に係る特定飼養施設の点検を定期的に行うこと、当該特定動物についてその許可を受けていることを明らかにすることその他の環境省令で定める方法によらなければならない。

2 策定状況等

指定種(政令)については、平成12年9月に制定(約150属650種が指定されているところ)。また、許可基準(省令等)、識別措置(省令等)、許可の適用除外規定(省令)については、今回、新規に策定(これまでは、都道府県等が必要に応じて条例等で措置)。